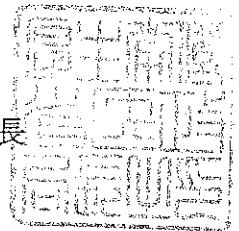


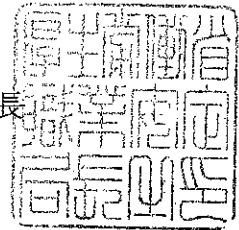
医政発 1124 第 11 号
職発 1124 第 15 号
社援発 1124 第 7 号
老発 1124 第 8 号
平成 21 年 11 月 24 日

都道府県知事
政令市・中核市長
地方厚生(支)局長
都道府県労働局長 } 殿

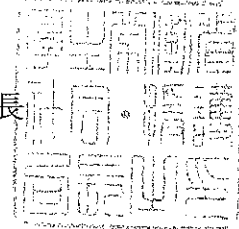
厚生労働省医政局長



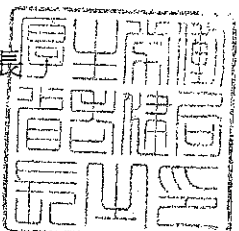
厚生労働省職業安定局長



厚生労働省社会・援護局長



厚生労働省老健局長



「「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づき
看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に
関する指針」等について」の一部改正について

「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」に基づき
我が国に入国するフィリピン人看護師、フィリピン人介護福祉士、フィリピン

人看護師候補者及びフィリピン人介護福祉士候補者（以下「フィリピン人看護師等」という。）の受入れの仕組み及びその運営に関する基本的事項については、「「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針」等について」（平成20年11月6日医政発第1106012号、職発第1106003号、社援発第1106004号、老発第1106007号厚生労働省医政局長、職業安定局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）により示されているところである。フィリピン人看護師等の就労・研修の状況等を踏まえ、今般、当該通知を別添のとおり改正し、平成21年11月24日から適用することとしたので、御了知願いたい。

(別添)

「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針」等について」(平成20年11月6日医政発第1106012号、職発第1106003号、社援発第1106004号、老発第1106007号厚生労働省医政局長、職業安定局長、社会・援護局長、老健局長連名通知) (抄) 【新旧対照表】

() 部分は改正部分)

	改正後	改正前
第二 国家資格取得前の受入れ施設での就労等 一 共通事項 1～3 (略)	4 受入れ施設におけるフィリピン人候補者の人数について 受入れ施設が1年間に受け入れるインドネシア人候補者の数については、当面、フィリピン人候補者のメンタルヘルスケアの観点から、原則として2名以上とし、研修の適正な実施体制を確保する等の観点から、原則として5名以内とする。	4 受入れ施設におけるフィリピン人候補者の人数について 受入れ施設が1年間に受け入れるフィリピン人候補者の数については、当面、フィリピン人候補者のメンタルヘルスケアの観点から、原則として2名以上とする。 一方で、就労コースの受入れ機関が1年間に受け入れるフィリピン人候補者の数については、 <u>研修の適正な実施体制を確保する等の観点から、受入れ機関単位で、原則として5名以内とする。</u>
5 (略)	5 (略)	5 (略)
二 看護師の資格取得を目的とした就労等 1～3 (略)	二 看護師の資格取得を目的とした就労等 1～3 (略)	二 看護師の資格取得を目的とした就労等 1～3 (略)
4 <u>フィリピン人看護師候補者が従事する業務について</u> <u>フィリピン人看護師候補者については、フィリピンの看護師の資格を有し、かつ二年間の実務経験を有している者を我が国の病院で受け入れ、当該病院で就労しながら研修を受け、最大3年間の滞在期間の間に看護師資格の取得を目指すものである。</u> <u>フィリピン人看護師候補者が看護師資格を取得するまでの間は、看護業務に従事できないことは当然であるが、この受入れの趣旨にかん</u>		

がみ、受入れ病院において看護師候補者が従事する業務内容については、受入れ病院において看護師候補者が従事する業務内容については、はできる限り配慮すること。

従事する看護師候補者としての業務の内容については、具体的には受入れ病院の規模や特徴にもよるが、できる限り候補者の経験や意向も踏まえた上で、我が国での看護師資格の取得に資するような業務に従事させるとともに、当該候補者の日本語の習熟度に応じて、より単純なものから高度なものとなるよう、配慮すること。

5・6 (略)

三 介護福祉士の資格取得を目的とした就労等

1 「介護福祉士養成施設における実習施設と同等の体制」について
指針第二の二の3(1)中の「介護福祉士養成施設における実習施設と同等の体制」とは、次のいずれかかと同等の体制であることをいう。

① 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)第5条第14号イに掲げる実習指導者の要件を満たす者を研修責任者として置いている同号イに規定する介護実習施設等であって、その人員の配置について介護保険法(平成9年法律第123号)その他の関係法令に基づく基準を満たすものであること

② 同号ロに掲げる実習指導者の要件を満たす者(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成19年厚生労働省令第42号)第12条から第14条までに掲げる者を含む。)を研修責任者として置いている同号ロに掲げる介護実習施設等であることを

2～5 (略)

6 「五年以上介護業務に従事した経験があつて介護福祉士の資格を有する者」について

指針第二の二の4(3)中の「五年以上介護業務に従事した経験があつて介護福祉士の資格を有する者」には、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第5条第14号ロに掲げる実習指導者の要件を満たす者及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令第14条に掲げる者を含む。

4・5 (略)

三 介護福祉士の資格取得を目的とした就労等

1 「介護福祉士養成施設における実習施設と同等の体制」について
指針第二の二の3(1)中の「介護福祉士養成施設における実習施設と同等の体制」とは、原則として設置後3年以上経過した介護施設が、次のいずれかかの要件に該当する者(肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設にあつては、5年以上介護業務に従事した経験がある保健師、助産師又は看護師の資格を有する者を含む。)を研修責任者として置いていることをいうものである。

(1) 5年以上介護の業務に従事した経験があり、かつ、介護福祉士の資格を有する者

(2) 社会福祉士全国社会福祉協議会が行う介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、介護福祉士の資格を有する者

2～5 (略)

6 「五年以上介護業務に従事した経験があつて介護福祉士の資格を有する者」について

指針第二の二の4(3)中の「五年以上介護業務に従事した経験があつて介護福祉士の資格を有する者」には、社会福祉士全国社会福祉協議会が行う介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、介護福祉士の資格を有する者(肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設にあつては、5年以上介護業務に従事した経験がある保健師、助産師又は看護師の資格を有する者を含む。)が含まれる。

7・8 (略)

第五 定期報告及び随時報告について
一 (略)

二 定期報告の提出時期について

指針第四の二の2(1)による定期報告については、フィリピン人看護師候補者受入れ機関にあっては毎年2月20日まで、フィリピン人介護福祉士候補者受入れ機関にあっては毎年1月20日まで、1月1日現在の、受入れ施設の要件の遵守状況、研修の実施状況及び雇用契約の要件の遵守状況について事業団に報告すること。

なお、毎年1月1日時点で日本語の語学研修を受講中で、受入れ施設における就労及び研修又は介護福祉士養成施設における就学を開始していないフィリピン人候補者に係る定期報告については、研修の実施状況に係る様式第2号及び雇用契約の要件の遵守状況に係る様式第3号の提出は不要とする。

三 (略)

7・8 (略)

第五 定期報告及び随時報告について
一 (略)

二 定期報告の提出時期について

指針第四の二の2(1)による定期報告については、フィリピン人看護師候補者受入れ機関にあっては毎年2月20日まで、フィリピン人介護福祉士候補者受入れ機関にあっては毎年1月20日まで、1月1日現在の、受入れ施設の要件の遵守状況、研修の実施状況及び雇用契約の要件の遵守状況について事業団に報告すること。

三 (略)